説明書

(不誠実対応⑦)

行方不明であった悠生君が見つかった日、遺族は昼間の電話において、児童発達支援管理責任者 (宇津雅美)に悠生君との面談が可能になる時間に遺族側から電話をかける事を説明していた。しかし実際に電話をかけたところ、代表者(宇津慎史)が電話に出てきて、児童発達支援管理責任者 (宇津雅美)は別件で忙しいため電話に出ることはできないし、警察署にも行けないと説明してきた。

しかしこの別件の内容の説明を遺族は求めるも、アルプスの森(施設長:宇津慎史)は拒否している。少なくともこの別件が存在するという事は、アルプスの森(施設長:宇津慎史)の現行(事故後に行っている)の安全対策に問題があることを説明している。また、悠生君の行方不明になっている間も、通常業務を強行したことの負担を遺族に負わせようとしていることを意味する。

(詳細事項)

悠生君は、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側が取り決められていた安全対策を怠ったために行方不明になり、8日後に死亡している。従って、遺族側は当然、アルプスの森(施設長:宇津慎史)側は、この事故に対する対応を最優先にしているものと認識していた。

悠生君が遺体で発見され、司法解剖を受け、吹田警察署に来てやっと両親と会える状態になる直前のこの大切なタイミングにおいて、遺族がアルプスの森(施設長:宇津慎史)に電話をした時、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は別件で忙しくて吹田警察署に行けないとの発言が出てきた。

遺族は確かに事故後の「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」の対応においてかなりの不信感を募らせてはいたが、まさか、ここにおいてもこのような裏切り行為を受けるとは思ってはいなかった。遺族としては、この発言に納得がいかなかったため、後日、以下内容の質問書を「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」側に送っている。

*以下の文章記載に時点では、遺族側は施設長が宇津雅美氏と認識していたため、下記の施設長は宇津雅 美氏であり、施設長弟の記載が宇津慎史氏になっている。

この別件の内容が本当に命を奪った事に対する対応よりも優先される内容(現時点において、新たな他の施設利用者の命に重大な危機が生じているなど)であれば、致し方ないと考えるが、そうでなければ、優先順位の考え方を明記して頂く必要がある。

優先順位の捉え方の誤りがそもそも、今回の重大事故を起こした原因に成り得るため、この内容は明確にする必要がある。さらにこれは、施設側の誠意を把握するには必要不可欠な作業である。

~ 省略 ~

もし当該時点において、新たな他の施設利用者の命に重大な危機が生じているのであれば、死亡事故を起こした施設がその反省をせずに、施設利用を継続した事で生じた事象に陥るため、施設利用者に対しての誠意がまるでない事の証明に成り得る。従って、その場合においても現状において迫っている重大な危機に関する説明責任は他の施設利用者に対する者に対する内容も含め、必要になってくる。

もし電話に出ることが出来ないくらいの別件が存在しなかったのであれば、施設長弟は嘘をついて、吹田警察署に施設長と当該従業員が行かないように仕向けた事になるため、その行動は許されるべきではなく、重大な背任行為である。特に、15 時 24 分の時には、施設長と当該従業員が吹田警察署に来ることに関し施設長は快諾していた。従って、その快諾した内容を一方的に破棄し、さらには当方から電話をかける(20 時 1 分)まで放置していた事実は許されるべき行為ではない。その点からも、施設長が電話に出て、警察署に向かうことが出来なくなった原因である別件内容を経時的に示して頂く必要がある。

(質問書 令和5年1月20日頃付より一部抜粋)

その上記の記載に関しての「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」からの回答は以下の内容であった。少なくても、個人情報が関係してくる重大な事案があったとの事であった。すなわち、実際に重大な施設利用者の命に係わる重大な案件が生じているとの事であった。

指摘される別件内容については、個人情報保護の観点からお答えすることはできません。

(質問書 令和5年3月16日頃付より一部抜粋)

死亡事故を起こした施設であれば、少なくても原因が究明され、安全対策が確立されるまでは営業を停止するのが一般的だと思われるし、それが社会的責任であると思われる。まして悠生君は、行方不明の状態になっていた。少なくても、行方不明の状態が解消されるまでは、捜索活動に専念するのが、死亡事故を起こした施設に課された社会的責任であると思われる。

しかしながら「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」においては、悠生君が行方不明になった後も経済を優先し、営業を続行しており、死亡事故を起こしたにも関わらず、死亡事故への対応を優先して来なかった。さらには利用者向けの説明会なども開催されず、一方的に利用者には充分に説明しているとしていた。また安全対策は充分に行っていると自己判断のみで、専門家の意見などを取り入れないで自己解決したとしている。

悠生君が見つかった時、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は別件で忙しいため悠生君の対応は出来ないとアルプスの森(施設長:宇津慎史)は説明していた。この別件は、個人情報保護に影響があるため詳細は説明できないが、この別件の対応が死亡事故の対応に優先しなくてはいけない事象だとのことであった。これは少なくても、「アルプスの森(施設長:宇津慎史)」が自ら、自己解決したと考えていた安全対策に問題があったことを説明している。また悠生君の行方不明になっている間も通常業務を強行したことのシワ寄せを遺族に追わせようとしていることになる。非常に無責任な対応としか思えない。

ただ遺族側はこの別件の存在そのものが嘘だと思っている。アルプスの森(施設長:宇津 慎史)においては、放課後等デイサービスの他、児童発達支援、生活介護を行っている。

それらのサービス提供時間は、放課後等デイサービスおよび児童発達支援は 10 時から 18 時であり、生活保護は 9 時から 16 時である。少なくても、20 時頃にかけた電話において、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が電話に出ることが不可能になるくらいの、現在利用者に重大な生命の危機がその時間帯に起こっているのであれば、警察も関与してくるはずである。しかしながら警察に確認したところ、その日時においてアルプスの森(施設長:宇津慎史)に新たな事故・事件の報告はないとの事であった。

またさらには、別件対応の為、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)は警察署に行けない と説明していたその電話において、遺族が悠生君と児童発達支援管理責任者(宇津雅美)及 び事故を起こした従業員との面談の重要性を説明したところ、施設長(宇津慎史)の発言が、 悠生君の母親が、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)に謝罪すれば、吹田警察署に行って あげても良いといった内容に変化していた。

すなわち、調整すれば児童発達支援管理責任者 (宇津雅美)は警察署に来ることが可能であり、その条件として悠生君の母親の児童発達支援管理責任者 (宇津雅美)への謝罪があるとの事になっている。

従って遺族としては、児童発達支援管理責任者(宇津雅美)が警察署に行って悠生君に会 うのが嫌なのでついた嘘であると認識している。